

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、令和2年度福井県公共工事入札監視委員会（第1回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 令和2年9月2日（水） 9:00 ～ 10:50

2 場 所 県庁3階 第4委員会室

3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

1 入札および契約に係る制度の運用について

2 抽出事案審議

3 談合その他の不正行為に関する事項について

(3) その他

(4) 閉会

5 会議概要

(2)-1 入札および契約に係る制度の運用について（令和2年1月1日～令和2年3月31日）

- ・ 契約件数、落札率の状況について説明
- ・ 指名停止の運用状況について説明（令和元年度第4四半期は指名停止案件なし）
- ・ 総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 建築一式の不落が1件中1件であるが、特殊な事情があったのか。

A 応札者が最低制限価格を下回ったため不落となった。

Q 総合評価落札方式において、特に地域防災力維持型が顕著であるが、技術順位1位が落札する割合が増えている理由はなにか。

A 工事成績の評価や若手技術者登用の加点を受けることができる業者が増えていることが考えられる。

Q 価格競争方式と総合評価落札方式の落札率において、一般的に考えると総合評価落札方式の落札率のほうが高いと思うが、総合評価落札方式のほうが低い理由はなにか。

A 年度末であることから、金額の小さい価格競争方式で発注する件数が多く、価格帯が小さくなるほど落札率が高くなる傾向があることも要因として考えられる。

(2)-2 抽出事案審議

ア 抽出事案1

Q 工事費内訳書はシステムで作成するのか。

A 金抜きの設計書に金額を入力して作成するが、独自に作成した工事費内訳書でもよい。

Q 工事費内訳書に不備とはどのような場合があるのか。

A 工事費内訳書の項目を変えてしまう、計算ミスをする、または設計担当者と入札担当者で金額の齟齬があり工事内訳書の金額と応札金額が一致しないといった事例があると聞いている。

Q このような不備の件数は多いのか。

A 件数は少ない。

- Q 入札において、閲覧は義務なのか。
A 閲覧は義務である。
Q 書類不備や、閲覧しなかった場合にペナルティーはあるのか。
A ペナルティーはない。
Q 1者応札でこのような不備があった場合はどうなるのか。
A 不落となり、入札のやり直しとなる。

イ 抽出事案2

- Q 1者応札となっている理由はなにか。
A 奥越地域では中部縦貫自動車道関連工事で業者が多忙ということや、工事が高所の急斜面での作業であることから業者が敬遠したのではないかと思われる。

ウ 抽出事案3

- Q 応札者は表彰の加点を受けていないのか。
A 表彰の加点は発注機関毎に1年間で1回しか受けることができないため、どの工事で加点を受けるかは業者の判断になり、本工事では加点を受けなかったということになる。
Q 1者応札の理由を詳細に分析し、1者応札を防ぐ対策を考えるべきであると思うが、入札参加者に聞き取り等をしているか。
A 技術者が不足していることや他の工事に技術者を配置したいからといった理由を聞いているが、今後、分析を進め、改善していきたい。
Q 新型コロナウイルス感染症の影響による建築資材等の遅れはどうか。
A 建築の設備系については資材の入手が困難であるということを知っている。そのような話が実際にあれば、受注者としてしっかり協議し、工期の変更を含め適切な工期の設定をしていく。

エ 抽出事案4

- Q 設計額が3千万円を超えているが、価格競争方式にした理由はなにか。
A 解体工事であり、品質を求めるものではないことや、入札参加資格要件に実績要件を求めていることから技術力は確保しているため、価格競争方式としている。

オ 抽出事案5

- Q 技術者は具体的にどのような者か。
A 技術士やRCCMの有資格者等である。

(2)-3 談合その他の不正行為に関する事項について
期間中に談合情報が4件あったことを報告

(3) その他
福井県公共工事入札監視委員会の開催回数を年4回から年2回にすることを報告